

令和2年10月21日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会

会長 新保 國弘



流山市地球温暖化対策実行計画の改定について（答申）

令和2年3月19日付け流環第492号で諮問のあったこのことについて下記のとおり答申します。

記

流山市地球温暖化対策実行計画のうち事務事業編につきまして、流山市環境基本条例第8条の規定に基づき、当審議会において真摯に審議を積み重ね、ここに答申書として別添、第4期流山市地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」（素案）を提出いたします。

本計画は、市内最大級の事業者である市役所の姿勢が、市民や事業者への波及効果の大きさを鑑み、より高い目標を掲げ、地球温暖化対策に率先して実行するべく、環境部局だけでなく市役所全体として取組を実践していただくことを念頭に各委員の意見を集約して素案を策定しました。

計画の推進にあたっては、市民や事業者に広く理解されるよう、丁寧な周知と啓発をいただけることを願い、ここに答申書として提出いたします。